省令

○財務省令第六十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月十二日

財務大臣　麻生　太郎

第一条　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八十七条の二第一項中「就職年月日及び」の下に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五号に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は」を加え、「次項」を「第三項」に改める。

第八十七条の二の二第四項第二号中「者の」の下に「個人番号又は」を加える。

第八十七条の三第二項中「事項と」を「事項を」に改める。

第八十八条第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同条第二号中「住所」の下に「又は個人番号」を加える。

第九十一条第一項第一号及び第九十九条の二第二項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第九十九条の二第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「、生年月日及び収入の状況」を「及び生年月日又は個人番号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四　被扶養者の収入の状況

第九十九条の二第三項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同項第二号中「生年月日」の下に「又は個人番号」を加える。

第九十九条の三第二項第一号、第九十九条の四第二項第一号、第百二条第一項第一号及び第百三条第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第百四条第一項第一号中「住所」の下に「又は個人番号」を加える。

第百五条第二項中「生年月日」の下に「又は個人番号」を加える。

第百五条の三中「、生年月日及び」を「及び生年月日又は個人番号並びに」に改める。

第百五条の四第一号、第百五条の五の二第一項第一号、第百五条の五の三第一項第一号及び第百五条の七の二第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第百五条の七の二第一項第二号中「住所」の下に「又は個人番号」を加える。

第百五条の九第一項第一号中「番号」の下に「又は個人番号」を加え、同項第二号中「住所」の下に「又は個人番号」を加える。

第百五条の十一第一項第一号、第百五条の十二第一項第一号、第百六条第七項第一号、第百八条第一号、第百九条第一項第一号、第百十条第一号、第百十一条の二第一項第一号、第百十一条の三第一号、第百十三条の四第一項第一号、第百十三条の五各号列記以外の部分、第百二十条第一項第一号、第百二十条の四第一項第一号、第百三十条の二第一項及び第百三十条の六第一項第三号中「番号」の下に「又は個人番号」を加える。

第二条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う存続組合及び指定基金に係る特例業務等に関する省令（平成九年大蔵省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表以外の部分中「（以下「特例一時金給付」という。）」、「第百十四条第三項、第百十四条の三第三項、第百十四条の三の二第二項、第百十四条の三の三第三項、第百十四条の三の四第四項、」、「第百十四条の三の七第四項、」、「第百十四条の十三第三項、第百十四条の十五第三項、第百十四条の十六第二項、第百十四条の十六の二第三項、」、「第百十四条の二十六第五項、第百十四条の二十八第四項、第百十四条の二十八の二第二項、第百十四条の二十八の三第二項、」及び「第百十四条の三十第三項、」を削り、「第百十三条の三十二の五」を「第百十四条の三十二の五」に改め、同表第九十七条第一項の項を次のように改める。

第九十七条第一項各号列記以外の部分	法第四十五条第一項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第十二条第一項の規定により読み替えられた法（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第三十一条又は平成八年改正法第一条第三項の規定により適用するものとされた被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十七条第一項の規定による改正前の法をいう。以下同じ。）第四十五条第一項
	組合（当該給付が長期給付である場合には、連合会）	存続組合（平成八年改正法附則第三十二条第二項に規定する存続組合をいう。以下同じ。）
第九十七条第一項第一号	住所	住所又は組合員の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五号に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）

第十四条第一項の表第九十八条第一号の項中「者の氏名及び住所」の下に「又は個人番号」を加え、同表第百十四条第一項各号列記以外の部分の項の次に次のように加える。

第百十四条第一項第一号	及び	及び個人番号又は

第十四条第一項の表第百十四条第一項第五号の項の次に次のように加える。

第百十四条第一項第六号	及び	及び個人番号又は